

西条市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要）

1 経緯

西条市新型インフルエンザ等対策行動計画は、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を示すものとして、平成27年3月に策定しました。

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて、令和6年7月に政府行動計画が、令和7年3月に県行動計画が改定されたことを受けて、市行動計画を全面的に改定するものです。

2 概要

(1) 対象となる感染症

- ・ 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）
- ・ 指定感染症（感染症法第6条第8項）
- ・ 新感染症（感染症法第6条第9項）

(2) 対策の主たる目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(3) 主な対策項目

- ① 実施体制 ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止 ④ ワクチン ⑤ 保健 ⑥ 物資
- ⑦ 市民の生活及び市民経済の安定の確保

3 改定のポイント

(1) 平時の準備の充実

- ・ 各関係機関との連携体制やネットワークの構築

(2) 対策項目の拡充

- ・ 対策項目の拡充（6項目→7項目）
- ・ 対応段階の変更（6段階→3段階（準備期、初動期、対応期））
複数の感染拡大の波への対応や機動的な切り替えを行うため。

(3) 実効性確保のための取組

- ・ 政府行動計画及び愛媛県行動計画に沿った取組を推進